

13 工場立地法

[特定工場新設等の届出]

<p>法の趣旨</p>	<p>工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>1 新設の届出 製造業（物品の加工修理業も含む。）、電気供給業（水力・地熱・太陽光発電所は除く。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であってその規模が次のいずれかに該当するもの（以下「特定工場」という。）を新設する場合</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※特定工場の規模は？ 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築物の建築面積の合計 3,000㎡以上 </p> <p>なお、用途の変更又は敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も届出が必要</p> <p>2 変更の届出 (1) 既存工場（昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者）で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以降に変更を行う場合 (2) 新設の届出又は上に述べた変更をしたものが、その後さらに変更をする場合</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※変更届出を要する場合は？ ① 敷地面積の増加・減少 ② 生産施設の増設・スクラップアンドビルド（減少は届出不要） ③ 緑地等環境施設面積の減少 …等 </p> <p>3 その他の届出 (1) 氏名又は名称及び住所の変更を行う場合 (2) 地位の承継（譲り受け、借り受け、相続、分割、合併等）を行う場合</p>

<p>容 認 基 準 等</p>	<p>1 準則値について</p> <p>(1) 生産施設面積率 業種によって敷地面積の30～65%の範囲で生産施設面積に上限がある。</p> <p>(2) 緑地面積率 敷地面積の20%以上の緑地を確保しなければならない。 (条例により国の準則に代わる準則を制定した市町村においては その割合による)</p> <p>(3) 環境施設面積率 敷地面積の25%以上の環境施設（緑地も含む）を確保しなければならない。 (条例により国の準則に代わる準則を制定した市町村においては はその割合による)</p> <p>※環境施設…緑地、噴水、運動場、広場、太陽光発電施設等</p> <p>なお、既存工場については、昭和49年6月29日以降の変更に準則が適用され、生産施設の増設分に応じて緑地・環境施設の設置が義務づけられている。</p> <p>2 実施の制限及び実施制限期間の短縮 届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、工場の新設又は変更にあたって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建築工事等は開始できない。しかし、届出の内容が相当であると認められるときは、90日の実施制限期間を短縮することができる。また、届出と期間短縮申請を併せた届出書の提出も可能である。</p>
<p>届出の必要な地域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受 理 者</p>	<p>各市町村長</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>商工労働部 企業立地課 各市町村企業誘致担当課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	
<pre> graph LR A[届出者] -- 届出提出 --> B[市町村] B -- 受理通知 --> A </pre> <p>必要に応じて勧告及び変更命令</p>	